



# 徳島県後期高齢者医療制度の保険料について

令和5年度は下記のとおりです。また、下記の計算方法で算出された保険料は、所得の低い方・被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方について、軽減制度が適用されて保険料が決定します。

## ●保険料の計算方法

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額です。※100円未満切捨て、上限額66万円

▶均等割額：56,044円 ※被保険者が等しく負担いただきます

▶所得割額：「基礎控除後の総所得金額等」×「所得割率10.47%」 ※被保険者の所得に応じて負担いただきます

## ●保険料の軽減

### ▶均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	7割
43万円 + 「28万5千円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	5割
43万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	2割

### ▶被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

## ●保険料のお支払い

### ▶令和5年度の保険料が年金から差し引かれる方

4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。

### ▶4月分の年金から差し引かれていない方

8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。

## ●入院したときの食事代

同一世帯の全員が住民税非課税の方で、入院や高額な外来診療を受けるときに医療機関等の窓口でオンライン資格確認ができない方については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費及び食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な方は、役場福祉課に申請してください。

また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する方の食事代は、負担区分が区分Ⅱの判定期間内の入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度役場福祉課に入院日数の届出を行ってください。

※申請月よりもさかのぼっての適用はできませんので、90日を超えた場合は速やかに申請してください。



【お問い合わせ】 役場福祉課 ☎ 0884-77-3614

# 子育て支援情報

## ●子育て支援行事カレンダー (☎健康増進課 0884-77-3621) ※事前予約が必要です。

日程	イベント名	時間	会場	
4月	14日 金	乳児健診 女性とこどものケアルーム	個別にお知らせします 13:00 ~ 16:00	日和佐公民館 美波町医療保健センター
	28日 金	乳児・1歳6か月児・3歳児健診	個別にお知らせします	日和佐公民館
5月	16日 火	女性とこどものケアルーム	10:00 ~ 11:30	児童館
			13:00 ~ 16:00	美波町医療保健センター

### ▶すくすくサポート (こども園の園庭開放)

4月は園庭開放しておりません。

### ▶ももほっぺ (美波町地域子育て支援拠点)

月間行事予定は美波町ホームページをご覧ください。



ももほっぺ  
4月行事予定

## ●病後児保育事業 (☎役場福祉課 0884-77-3614)

けがや病気の回復期にあるお子様を、保護者が就労等の事情により家庭で保育できない時、専用の部屋で一時的にお預かりします。

- ▶利用対象者：美波町にお住まいの方で、生後6か月～小学3年生、こども園・小学校に通園・通学しているお子様
- ▶利用日時：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土・日・祝・年末年始はお休みです)
- ▶利用料：1日2,000円、半日1,000円 ※延長30分ごとに750円
- ▶利用方法：利用予定日2日前15:00までに予約が必要です。  
利用日前日にかかりつけ医の診察を受け、利用申請書を実施施設へご提出ください。
- ▶実施施設：公益社団法人徳島県看護協会 訪問看護ステーション阿南保育室 ☎ 0884-24-8772

## ●子育て短期支援事業 (☎役場福祉課 0884-77-3614)

お子様を家庭で養育することが困難になった時などに、児童養護施設等で一時的にお預かりします。

### 1) ショートステイ

保護者の疾病・出産・看護・事故・災害などで児童の養育が困難になった場合、実施施設で一時的にお預かりします。(宿泊を含む) 支援期間は、原則7日以内です。

### 2) トワイライトステイ

保護者が仕事などで帰宅が夜間になる場合、実施施設で一時的にお預かりします。(宿泊を含む)

### 3) 休日預かり

保護者の仕事などで、休日に児童の養育が困難になった場合、実施施設で一時的にお預かりします。

- ▶利用料：利用者の課税状況により自己負担があります。
- ▶利用方法：役場福祉課で申請手続きをしてください。
- ▶実施施設：1) 徳島赤十字乳児院 (小松島市中田町新開 2-2)  
2) たちばな学苑 (阿南市宝田町井関 154-3)  
3) 宝田寮 (阿南市羽ノ浦町中庄ミタテフ 3)